

●香川県告示第199号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成23年5月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

沿岸名	海岸名	地区海岸名	海 岸 保 全 区 域
讃岐阿波	男木港	殿畑	<p>1 指定場所 高松市男木町字殿畑1965番1地先から高松市男木町字大井104番3地内まで</p> <p>2 指定区域 基点1、基点2、基点3、基点4、基点5、基点6、基点7、補助点7、補助点6、補助点5、補助点4、補助点3、補助点2、補助点1及び基点1を順次直線で結んだ線により囲まれた区域</p> <p>3 基点及び補助点の表示 基点1 男木港一文字防波堤灯台（北緯34度25分12.3秒、東経134度03分11.1秒）から20度30分、401.0メートル、高松市男木町字殿畑1965番1地先の1号表示杭 基点2 基点1から188度00分、61.0メートル、高松市男木町字殿畑1925番1地先の2号表示杭 基点3 基点2から84度30分、30.0メートル、高松市男木町字殿畑1925番1地先の3号表示杭 基点4 基点3から186度00分、140.0メートル、高松市男木町字殿畑1985番地内の4号表示杭 基点5 基点4から170度00分、120.0メートル、高松市男木町字大井104番3地内の5号表示杭 基点6 基点5から248度00分、76.0メートル、高松市男木町字大井104番3地先の6号表示杭 基点7 基点6から145度00分、48.0メートル、高松市男木町字大井104番3地内の7号表示杭 補助点1 基点1から278度00分、32.0メートルの点 補助点2 基点2から316度30分、42.0メートルの点 補助点3 基点2から288度30分、134.0メートルの点 補助点4 基点2から250度30分、146.0メートルの点 補助点5 基点4から315度30分、110.0メートルの点 補助点6 基点6から282度00分、52.0メートルの点 補助点7 基点7から235度00分、36.0メートルの点</p>